

# さんか EXPRESS

発行所  
セブン&アイグループ労働組合連合会  
イトヨーカドー労働組合  
東京都千代田区二番町8-8  
TEL 03-6238-3940  
FAX 03-3261-2358  
発行者 渡邊 健志 編集者 岡山 明日菜

## 年末年始商戦に向けて組合員全員が一丸となり取り組んでいこう！ 12月27日(金)にパートナー組合員の冬期一時金が支給されます 【パートナー組合員用】

11月13日(水)に四ツ谷本部会議室にて冬期一時金支給についての団体交渉を行いました。イトーヨーカ堂の再生に向けて、既存店の構造改革など様々な施策を取ってきましたが、2019年度上期営業利益は黒字であるものの、大幅な減益という厳しい状況が続いています。労働組合からは、IYの構造改革や業績向上に向けた打開策が見えず組合員が大きな不安を抱えていること、一時金は「生活給の一部」であるという考え方を伝えました。

また、客数の回復のため、お客様に信頼される店づくりを労使一丸となって取り組むことを確認し、組合員のこれまでの頑張りと今後の期待を込めた回答を受け、妥結に至りました。

今回の冬期一時金は、ストア社員人事処遇制度に基づいての支給となります。支給係数については、会社との協議のうえ、ナショナル・エリア組合員(76%)、フィールド組合員・嘱託組合員(88%)に準じて決定し、**支給係数91%**を確認しました。

一人ひとりの支給額は、下記の計算式の通りとなります。不明な点はまず上長(担当M、TM、SM、GM、SMD、CM)に確認してください。さらに疑問・質問については、労働組合本部までお問い合わせください。

また、従来通り一時金での組合費の徴収はございませんので、ご確認ください。

### 今回の一時金について

- 1) 支給日 2019年12月27日(金)  
2) 支給対象者 下記の条件をすべて満たす方

2019年4月30日以前に入社したパートナー社員  
ただし、入社月を含む7ヶ月間は支給対象外となります。  
2019年12月27日(支給日当日)在籍者  
評価対象月すべてが、週契約時間20時間以上

- 3) 支給対象期間 2019年6月1日～2019年11月30日

### 支給のポイント

- 1) ステップアップ選択制度に基づき、ステップアップ区分(レギュラー・キャリア・リーダー・シニア)ごとに一時金支給月数が決定されます。
- 2) 一時金の「会社の利益の再配分」という考え方にに基づき、パートナー組合員もN A F嘱託組合員同様に、その時期の営業利益によって全社支給係数が決定、適用されます。
- 3) 一時金の年間の支給割合は「夏期:冬期=50%:50%」となっております。
- 4) 役職に任命されている方を対象に、職責定額が加算されます。



## 支給月数

直近(下期)のセルフチェック評価により決定されます。

ステップアップ区分はセルフチェック評価時点のものを適用いたします。

**19年9月にステップアップされた方については、ステップアップ前の区分が適用されます。**

セルフチェック評価	A	AB	B	BC	C
評価時点のステップアップ区分					
リーダーパートナー	0.700	0.675	0.650	0.600	0.100
キャリアパートナー	0.600	0.575	0.550	0.500	
レギュラーパートナー	0.550	0.525	0.500	0.450	
シニアパートナー	0.175	0.150	0.125	0.100	0.050

セルフチェック評価が未評価の場合は、「B評価」の月数を適用しています。

薬剤師の方は、レギュラーパートナーと同様の月数を適用します。

一時金対象期間にシニアパートナーへ移行した場合、評価時のステップ区分での一時金の期間分とシニアパートナーの一時金の期間分で按分し、支給します。

## 職責定額

下記の役職者に任命されている方は基礎支給額に下記の職責定額を加算します。

職責	職責定額
担当マネジャー	150,000円
シスター・CHM・チーフ	100,000円

対象期間途中で任命を受けた方については、期間計算により算出し職責定額として加算されます。

## 期間率

支給対象期間6ヵ月のうち、「ヘルパー社員契約の月」や「パートナー社員として契約してから7ヵ月目の末日」がある方は、その月は支給対象とならないため、期間計算となります。

例

2019年1月15日にパートナー社員として入社した方  
2019年7月31日までは支給対象外(7ヵ月目の末日)で、8・9・10・11月の4ヵ月間が対象となります。

期間率 = 4/6

## 全社支給係数

全社支給係数

=

91%

一時金の「会社の利益の再配分」という考え方に基づきパートナー組合員もナショナル・エリア・フィールド組合員同様に、その時期の営業利益によって全社支給係数が決定、適用されます。パートナー組合員の支給係数はナショナル・エリア組合員(76%)、フィールド・嘱託組合員(88%)に準じて決定されています。

